

令和6年度 放課後児童クラブの入所登録申請について

■入所登録申請について

申請書を下記窓口に提出して下さい。継続利用の方も毎年度申請が必要です。

申請受付 ・ 2月13日(火) から 2月29日(木) まで申請を受け付けます。

申請窓口 ①各児童クラブ | 受付時間 14時～17時30分

②市役所子育て支援課、八坂支所、美麻支所 | 受付時間 9時～17時15分

【注意】新規申し込みの方は、利用する児童クラブに申請書を提出してください。準備品の説明や、お子様の状況についてお伺いします。

利用登録料 ・ 児童1名につき年額1,000円

※利用決定後、納付書を送付いたします。4月中に登録料を納めてください。

申請書

・各申請窓口でお受け取り下さい。

・市ホームページからダウンロードもできます。

大町市ホームページ > 目的で探す > 子育て・教育 > 子育て > 児童クラブ



市ホームページ

添付書類

・ご家族(保護者及び同居する65歳未満の方)の就労が証明できる書類

※必ず申請書と一緒に提出してください。

※就労等により保護者が不在となるご家庭以外で、介護等やむを得ない事情で児童クラブの利用をご希望される方は、子育て支援課までご相談ください。

【就労が証明できる書類の例】

区分	証明の内容
会社員、パート等の方	就労証明書(任意の様式でも可能としますが、最低限勤務時間、勤務日数のわかるものを用意してください。)
農業・自営業の方	就労証明書+確定申告書の写し ※確定申告書に専従者である等、事業に従事していることが確認できる記載が必要です。

利用申込みの流れ

・ 2月13日～29日

利用申込み 申請窓口に申請書の提出をして下さい。
(新規利用希望者は見学もお願いします。)

↓

・ 3月上旬

申込み内容の審査

↓

・ 3月中旬～下旬

利用決定通知書の通知

↓

・ 4月

利用開始 登録料納付書送付

※裏面へ

■令和6年度の児童クラブ開始日

4月1日（月）8時から。各児童クラブでの利用になります。

上記以外にも各クラブでの決まり事などがありますので、心配な事やご不明な点がありましたら、各クラブ支援員または子育て支援課までご連絡ください。

注意事項

- ・随時申請を受付けることも可能ですが、希望の利用日から入所できない場合があります。なるべく受付期間内に申請書の提出をお願いいたします。
- ・就労による申請の場合は、就労証明書等の提出が必要となりますのでご注意ください。
- ※ただし、きょうだいが保育園等に入園しており、今年度の現況届に併せて就労証明書を保育園もしくは児童係に提出している場合は、写しを添付していただくか、閲覧同意をしていただくことで、就労証明書の添付を省略することができます。
- ・登録料は利用決定後、納付書にてお支払いしてください。登録料を申請書と同時にお預かりできませんのでご注意ください。
- ・申請内容の確認のため、審査期間内にお問合せさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

大町市民生部 子育て支援課 子育て支援係
[TEL:22-0420](tel:22-0420)（内線：685、757）